

明治初期手形割引制度の移植と手形条例の編纂：手形流通における伝統と革新

TSURUMI, Masayoshi / 靄見, 誠良

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

経済志林 / The Hosei University Economic Review

(巻 / Volume)

51

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

33

(発行年 / Year)

1984-03-10

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00005711>

明治初期手形割引制度の移植と手形条例の編纂

——手形流通における伝統と革新——

露 見 誠 良

はじめに

第一章 手形流通をめぐる二つのコース

第二章 手形法の編纂と在来商慣行―『商事慣例類集』をめぐる

第三章 為替手形約束手形条例の編纂

おわりにかえて―田口卯吉の手形条例批判

はじめに

一八六八年（明治元年）、新政府の銀目廃止の一片の令達によって、高度に発展をとげた大阪の銀目建の手形流通の信用機構は思いがけずも一瞬にして瓦解してしまった。その後、西欧流の「銀行」を志向する為替会社↓国立銀行などの試行錯誤をへて、一八七六年国立銀行条例の改正を機に国立銀行の営業基盤が固まるや、東京・大阪両都を中心に新たな手形流通振興の胎動が始った。その新たな胎動はひとまず八二年のすえに為替手形約束手形条例

という手形法規として結実する。

この為替手形約束手形条例は日本における最初の西欧Ⅱ近代的な手形法であった。独自の伝統をもつ極東の後進国にとって、それは西欧金融思想Ⅱ概念Ⅱ技術を新たに導入し、伝統的金融体系を根底から再編することを意味する。そこには伝統的な金融思想Ⅱ概念と西欧流の近代的な金融思想Ⅱ概念の対抗と融合という問題が横たわっている。大阪が旧幕下浪華の金融の伝統をもっていたのに対し、東京ではその伝統を欠くといった対照のもとで、渋沢栄一と五代友厚という東西を代表するオルガナイザーによって主張され、あるいは実行に移された両都の手形流通振興の試みは、この点で興味深いものがある。そこで彼等がになった課題は手形割引概念を理解し、それを制度として導入することであった。つきつめれば手形裏書譲渡なる行為を理解し我がものとすること、この一点にかかわっていた。この小論の課題は、金融市場史の一環として、一八八二年手形条例に結実する明治初期の手形割引制度導入の試みを、手形流通の伝統と革新という視角から整理し意義づけるところにある。

この点についてこれまで二つの視角からアプローチされてきた。第一は経済史家による「前期的」から「近代的」への転回を問うものであり、第二は法制史家による「法の継受」の視角にもとづくものである。⁽¹⁾ 経済史家の方法の特徴は「前期的」「近代的」という段階的認識にある。この方法によって、明治以前の信用制度が如何なる段階にあったか、次第に明らかになってきたが、明治以降の西欧金融概念にもとづく近代的な手形流通の形成にその伝統的慣行がどのような変容をもたらしたか、この点については充分に眼が行きとどいていないように思われる。この点を考えようとするならば、我々は「前期的」と「近代的」という段階認識にもとづく対概念とならんで、商習慣における「西欧」と「日本」という空間的対概念をもたなくてはならないであろう。この点で法制史家による「法の継受」の視角が有益であろう。それは西欧法が日本に移植されたとき、どのような変容をこうむったかを問う、空

間的Ⅱ類型的認識をとおして普遍的なるものをさぐるアプローチである。伝統的慣行なるものは、この段階的認識と空間的認識の複合によつてはじめてとらえられるものであらう。ここでは西欧金融思想概念・技術制度の導入・移植と在来慣行の相互規定的な関係に着目して明治初期手形流通をめぐる伝統と革新の一端を明らかにしたい。まず第一章で、五代友厚らの復古主義的な手形流通振興意見と対抗して、渋沢栄一が西欧流の手形割引制度を移植してゆく、その試行錯誤の過程を明らかにする。つづく第二章において、手形法編纂のための基礎資料であった『商事慣例類集』をもとに、当時の在来商慣行がどんなものであったか、また、どのように認識されていたかについて明らかにし、そのうえで第三章において『元老院會議筆記』に拠りながら、一八八二年手形条例の立法過程における伝統的慣行をめぐる興味深い論争を検討する。最後に、このような松方・渋沢らによる手形割引制度の導入Ⅱ手形法の移植がどのような意義と限界をもつものか、田口卯吉の手形条例批判を対置することによって浮き彫りにしたい。

(1) 「手形流通における伝統と革新」をめぐる最初の先駆的業績は、菅野和太郎「我國に於ける手形流通に就きて(上・下)」『経済史研究』第四五、四七号、一九三三年七、九月、および松好貞夫『明治維新後に於ける両替商金融』(一九三七年)であらう。戦後になっては、飯淵敬太郎『日本信用体系前史』(一九四八年)、長幸男「前期的信用制度の展開―特に近世大阪の銀目手形を中心として」『高崎論叢』第三卷第一号、一九五五年、作道洋太郎『日本貨幣金融史の研究』(一九六一年)、新保博による『日本近代信用制度成立史論』(一九六八年)ならびに「徳川時代の信用制度についての一試論―両替商金融を中心として」『神戸大学経済学研究』第三号、一九五六年、を中心とする一連の研究、岡橋保『銀行券発生史論』(一九六九年)など注目すべき諸研究がある。

(2) 法制史からのアプローチによるものとして、福島正夫による「日本資本主義の発達と私法(一―五)」『法律時報』第二五卷一―五号、一九五三年一―五月、同「銀行史上の私法」『私法』第二〇号、一九五三年一〇月、などの一連の研究、ならびに鶴飼・福島・川島・辻編『講座 日本近代法発達史』(一―一二)に収録された福島正夫「財産法」、加藤俊彦「銀行制

度」、および伊東すみ子「ロエスレル商法草案の立法史的意義」『法制史論集（石井良助先生還暦祝賀）』（一九七六年）、伊半田敏充・福島正夫「殖産興業政策と産業諸立法」『日本近代法体制の形成』下巻（一九八二年）などがある。「法の継受」については伊東正己編『外国法と日本法』（岩波講座『現代法』第一四巻、一九六六年）に収録された諸論文とくに沢木敬郎「法の継受」、野田良之「日本における外国法の摂取」を参照されたい。

第一章 手形流通をめぐる二つのコース

大阪商法会議所は一八八〇年（明治一三年）六月、おりからの金融梗塞の打開をめざして「手形流通之義ニ付願」を大阪府知事にあてて建議した。⁽¹⁾その建議は府下の「金融ノ使ヲ開キ、利子ノ低下ヲ促」すべく、次の四つの案件を掲げている。(1)銀行の業務を拡充すること、(2)貯蓄預り金会所を設立する、(3)手形流通の途を開く、(4)延売買の方法を導くこと。会議所は、旧幕下大阪の商業信用力を復興せしむべく、まず七八、九年「当府ノ旧慣ニ依リ、各商仲間規則ヲ立テ協同結約」をはかり、その後その商業仲間組織を基礎に上記四つの案件の実現に力を注いだ。しかし「今日ノ衰態」は手形流通が「廃止」されたままの状態にあるからと、江戸期両替商による七種の「手形」慣行を掲げ、「手形流通ノ道ヲ古ニ復シ、延売買ノ法ヲ開」くことを強くもとめた。そして伝統的な手形流通を再興するには商法が制定される必要があるが、制定されるまでのあいだ、次の如き保護が与えられるよう大阪府にもとめた。第一に、国立銀行以外の手形流通を禁じた如く、解釈される国立銀行条例第八十八条を削除すること。第二に、旧幕下手形流通が発展したのは、旧幕府が特別の保護を与えたからで、それにならって、空手形あるいは不渡を出したものは「詐偽」としてただちに「拘引」すること、第三に、裁判が長びくと手形所持人に不利が及ぶので旧幕下では「中抜裁判」の特権が与えられていたが、そのかわりに不可抗力によって破産したときは、手形の所持人に財産の「先取ノ特権」を与えること、この三点である。

ここにいう「手形流通」とは、旧幕府のもとでの手形流通の復古に他ならず、そこに提起された保護規定は、「従来ノ慣習法ヲ適宜ニ取捨」したものにすぎない。⁽²⁾維新前後、銀目空手形の弊害が強く主張され、銀目手形を軸とする大阪の高度な信用機構はたちまちにして崩壊したのであるが、この建議は、両替商の空手形の弊を一応認めながら、両替商にかわって国立銀行が条例に従って「手形流通ノ基綱」を統括するならば、「此弊ヲ釀成スルニ至ラザルナリ」と反論する。このような伝統主義的な改革構想は、江戸期大阪の高度に発達をとげた手形流通が、欧化主義者が推奨する西欧の金融機構に少しも劣らないという現実認識のうちに根ざしている。大阪商法会議所の手形流通をめぐる「復古」の姿勢は、一八八三年日銀大阪支店が開業するころまで貫かれた。

大阪府知事建野卿三は、大阪商法会議所会頭五代友厚より提出されたこの建議を大蔵省に上申した。そのさい、大阪府は、一八七一年末の旧債廃止の通達を掲げ、国立銀行のもとではいえ旧債を復興することは「利するより害の最も多」いと、消極的な姿勢をとった。大阪府は七一年二月すでに、両替屋宛の振手形あるいは延手形不渡の訴えがあっても、正月からは「一切採用」しない旨の「手形金不渡事件心得」なる「論告」を発していた。⁽³⁾六年（明治元年）の銀目廃止によって大打撃をうけた両替屋手形は、その後も流通し、不渡事件がたえなかった。これを「一時に差止め」れば「下方難渋」するから、まず振手形の振出を当分ひかえるよう指導する一方で、両替商手形に関する訴えを一切採用しない旨告諭したのである。⁽⁴⁾

こうした大阪府による両替商手形に対する禁圧方針は、もちろん維新政府の方針でもあった。七二年（明治五年）渋沢栄一の手になる国立銀行条例の第二十二条において、国立銀行以外には「紙幣金券及ヒ通用手形類」を発行することが禁止され、⁽⁵⁾七六年（明治九年）の国立銀行条例改正においても、第八十八条としてその禁止条項は継承されたのである。⁽⁶⁾政府は国立銀行条例の改正と同時に、両替商の毒を制すべく取締り法案「両替営業規則」を提

起し、その禁庄方針に最後の止めをさすことを謀ったが、往時の力を失い銭両替の境涯にまでおちた両替商を今さら一法を設けて取締る意味もなく、立法の過程で廃案となった。⁽⁷⁾

大阪商法会議所による手形流通に関する「復古」の姿勢は、維新政府の両替商手形に対する禁庄方針をくつがえすものであった。かつて手形訴訟によって両替商不渡の弊に悩まされていた大阪府当局、ならびに西欧流の手形割引制度の導入を積極的におしすすめつつあった大蔵省をまえにして、その復古的手形振興策は何ら省みられるには至らなかったのである。

一方、高度の信用体系を旧幕下にもたなかった東京では、紙幣頭として国立銀行条例の起草に参画し、その後、第一国立銀行に活動拠点を見出した渋沢栄一を中心に、手形割引・当座小切手など西欧流の近代的銀行の経営技術の導入・習得・普及が半ば直訳的に実施に移された。しかし渋沢の姿勢は、西欧ばかりでなく当時の中国の金融からも学ぼうという柔軟なものであったから、⁽⁸⁾ 欧米の金融技術を無媒介に持ち込むことをせず、まず和洋の妥協点を模索することに力が注がれた。次にみる荷為替貸付や売掛け代価割引手形は渋沢のそうした模索のひとつの試みであった。

一八七七年（明治一〇年）五月、第一国立銀行は大藏卿大隈重信にあてて、「売掛代価割引手形」法の開始についての伺書を提出した。⁽⁹⁾ そのねらいは、これまで日本において慣習のなかった手形割引について、「試に左の方法を相設け、漸次其慣習を相生じ候様」にしたいというにある。その方法は、(1)東京・大阪在住の商人で売掛け債権を期日前に現金化したいものは、売掛の明細を記し、さらに期日に名宛人が代金を銀行に支払わないときは、銀行に対し連帯して支払う義務を負う旨を記した手形を作成すれば、期限六カ月以内に限り、銀行が割引形式でその代金を前払いする、(2)銀行はその手形を名宛人のもとへ送り、名宛人は手形面に必ず支払う旨の引受奥書を記入する、

というものであった。このような代金取立は、西欧の手形法では為替手形という精練された形ではたされてきたのであるが、それに比べてこのようなすこぶる冗漫な文言と形式をとらざるをえなかったのは、在来の商慣行である売掛け・延売買を西欧流の手形割引に架橋しようとしたためであった。それは、商業信用による手形流通のないところで手形割引・銀行信用を先行的に成立せしめる顛倒した試みといえよう。

当時、一八七六年七月に発せられた太政官第九十九号布告によって、金穀等借用証書を他人に譲渡するときは、証書を書換えなければ無効とされたが、⁽¹⁰⁾第一国立銀行はこの売掛け代価割引手形に対しても、長文の引受奥書にかわって裏書譲渡形式が適用されるよう、大蔵省に再度申し入れた。政府の慎重な審議の結果、七八年九月、売掛け代価割引手形も振出手形や小切手と同じく裏書による転々流通が例外として認められるに至ったのである。

波沢は、伝統的な商慣習と西欧の近代的な銀行技術を接続するこのような試みをつづけたあと、二年後の七九年七月頃、第一国立銀行において「割引手形取扱規則」を定め、新たな取引を開始した。⁽¹¹⁾その「規則」には、売掛人あるいは買掛人を振出人とする二つの手形事例が掲げられているが、さきの売掛け代価割引の事例と比べると、無視しえない変化が見出せる。売掛け代価割引においては売掛人から直接銀行へ取立て依頼が出されたのに対し、割引手形取扱規則では、銀行が割引くことを前提にしながらも、手形は商人から商人へあてて振出されている。それは、ほぼ商人間の為替・約束手形に他ならず、さきの商業手形の流通を欠いた銀行信用の先行導入の顛倒性を是正しようとする試みであった。しかし、この「割引手形取扱規則」も未だ完全の意味での商業手形割引の形式に純化しえていなかった。第一国立銀行は、手形を割引くさいに、「根抵当」として、その代価に見合う公債を差入れ、返済が滞ったときにはその公債を取上げてもいい旨の「副証書」をそのつど要求したのである。それは、いわば証券担保付手形割引というべきものであった。

第一国立銀行において、「売懸代価割引手形」から「割引手形取扱」をへて順次、手形割引の移積が試行されたが、それからさらに二年後の一八八一年（明治一四年）四月、第一・第三・第二十・第百その他数行の国立銀行が「東京に手形取引の習慣を起さんがために」「府内為替手形府内約束手形の二種を流通せしめん」と企て、得意先に「稟告書」を廻した。⁽¹²⁾

この「稟告」⁽¹³⁾は東京の手形取引の実情を次のように慨嘆している。大阪の商取引が活発なのは手形取引が旺盛だからであるが、東京の商決済は「現金商ひと貸売商ひの二種に止まり」、手形取引としては、国立銀行の振出小切手の流通「其区域極めて狭隘」であり、「商家の信用に基きて振出す」「商人手形」は「嘗て一片の流通するあるなし」と。その不振は現金払と延払決済の商慣行にもとづくが、現金払を手形払に切りかえると、「之ヲ誹リテ曰ク果シテ貨幣欠乏シタルナラン」と、また延払を手形払に改めようとする、「之ヲ拒ンデ曰ク仕払期日ノ厳確ナルハ甚ダ營業ニ便ナラス」と拒絶されてしまう。これに対し「稟告」は手形取引に関する以下のような「便益」を列挙して手形決済への切りかえを勧奨している。第一に、商決済に手形を用いると、現金払のように手許に貨幣を準備しなくてよいから「資本ノ増加セルト同一ノ結果」を生む、その効果は手形を振出さない延払決済でも生じることが、延払では「従来取引ノ主顧」に限られ、手形払では市場競売や不意の顧客にも広く及ぶ。第二に、手形であれば、手形を第三者への仕払に廻すか、銀行で割引を受けることによって急の貨幣需要に対処しうる。第三に、現金払・延払いずれにしても仕払のための貨幣を手許に備えておかなくてはならないが、手形払であれば皆銀行に集中し帳簿上の決済ですむ。第四に、したがって現金を扱う必要がないから、通貨の鑑定・計算あるいは火災・盗難のための費用がいらぬ。第五に、現金払・延払による商取引は得意先に限定されるが、手形がより広く流通するようになれば、「商家ノ名声」広く「伝播」し、その營業を拡張するに至る。

第一国立銀行を中心とする擇善会加盟銀行は、自らの手形割引業務を拡張するために、ついに商人間の手形取引の振興をはからねばならず、その障害として商取引における現金払と延払決済の慣行を挙げ、手形決済が如何に有益か、極めて論理的に説いた。そこで掲げられた手形事例は、形式的にはもはや西欧流の商人間の約束・為替手形と手形割引となっている。第一国立銀行の先駆的な試み、「売懸代価割引手形」をへて、ここに日本においてその伝統をもたない西欧の商業手形、手形割引の概念¹¹技術が銀行を通して上から勧奨されたのである。手形払に対して、貨幣が不足したからだと誹り、あるいは支払期日が厳格にすぎるといふ非難は「稟告」の底を貫く「合理」精神にとって、全く筋のとおりなものであったろう。彼らにとって問題なのは、こうした近代的な手形取引を保証する法律を速かに制定することであった。

第一・第三・第百を中心とする国立銀行の商人手形流通の試みから三ヵ月後の八年七月、東京銀行集会所加盟銀行は連署して、次の二点の法制化を大蔵省に願ひ出た。¹²第一に、手形取引については、太政官第九十九号布告による貸借証文譲渡移転制限の適用外とすること、すなわち証書を書き換えることなく裏書によって譲渡が可能となるよう「交換ノ自由ヲ明許」すること。さきに第一国立銀行が、売掛け代価割引手形の裏書流通をもとめ大蔵省より許可をえたが、この点を法制化するようもとめた。第二に、転々裏書流通した手形が不渡となった場合、従来までの貸借慣習に準ずれば、求償はまず名宛人にむけられることとなるが、名宛人が銀行の得意先でなければ求償は手間どらざるをえない。それ故、求償はまず割引依頼人からはじめ、裏書の順に従うよう法律で明示すること。

この建議は、「目下其慣習ニ乏シキ折柄」ゆえ詳細・完全な法律はかえって「之ヲ厭フノ虞モ」あるからと、この二条についてのみ法制化するよう求めている。このことは、当時の銀行家にとって、裏書による手形流通なる新形式が如何にとまどいの対象であったか、示して余りあるものがある。渋沢はこの不安を解くべく、さらに司法大

輔玉乃世履に、上記二点に關して現在の裁判ではどう審判されるか、法律の制定を必要とするか、また例示した手形様式に対する意見をもとめた。⁽¹⁵⁾これに對して、玉乃世履は、慣習と成文法の關係から説き起し、詳細なる解答を寄せた。第一に、「習慣へ成文法ノ基礎」であるが、習慣のない事柄が「事理蒙昧」のうちに舉行され、訴訟に至ったときには、裁判は「一定ニ婦シ難シ」、一定の結果を得るには、「為替法ノ成文律即チ商法ノ一部分ヲ設立スル」以外にはない。第二に、裏書によつて譲渡された手形が不渡になったとき、求償の訴えは、これまでの慣行に準ずれば名宛人にむけられ、また振出人と名宛人に對し訴えを起す場合には嚴格な成文法があつて、まず振出人と裁判で争い、その後でなければ名宛人を訴えることができない。慣習法、成文法いずれにせよ窮屈にすぎ、裏書のもつ「真理ニ適合」するには、「連帶ノ權利」「連帶ノ義務」を規定した法律を設ける必要がある。第三に、手形の所有權を第三者に移轉するについては、「布告ノ明文」なければ、訴訟ごとに繁雜な裁判をせざるをえないであらう。第四に、第一国立銀行らによる「稟告」に掲げられた手形の雛形では、不渡のさいの弁償義務を銀行宛の添証書あるいは裏書によつてその都度記入しなければならなかつたが、⁽¹⁶⁾玉乃世履はフランス商法にならつて、最初からそれを手形表面に記載しておき、手形の持ち手移轉のみを裏書するよう、手形書式の一層の簡略化を勧めた。

この司法大輔玉乃世履⁽¹⁷⁾による手形法規制定の必要を説いた報答をうけて、渋沢栄一は一〇月、大藏省銀行課長の岩崎小二郎に對し、手形法制定を強く促した。手形割引を移植するには、渋沢と玉乃の諮問・報答が示すように、何よりもこれまでの慣習と新たに導入された手形割引形式との間にひろがる權利義務關係の不調和に明確な成文法を与えることが不可欠であつた。大藏省は一方で再割引銀行日銀の創設を急ぎながら、他方で商法草案から手形法の部分を抜きだし、急速手形法の編纂に踏み切つたのである。

(1) 大阪商法會議所「手形流通之義ニ付願」(一八八〇年六月一八日) 日本經濟史研究所編『五代友厚伝記資料』第二卷、三

一八一三二五頁、所収。

(2) 同右 三二五頁。

(3) 大蔵卿代理大蔵少輔吉原重俊宛大阪府知事「手形流通之義上申」(一八八〇年七月)『明治大正大阪市史』第七卷、一〇七七—一〇七八頁。

(4) 大阪府諭告「手形金不渡事件心得」(一八七一年二月)『五代友厚関係文書』書類四四七(国立国会図書館マイクロフィルムR22)。

(5) 「国立銀行条例」(一八七二年一月)『明治大正財政史』第一三卷、五四—五五頁。そのための草案「紙幣条例」は同じく渋沢の手になるものと推定されるが、このような手形に関する禁止条項はない(高垣寅次郎「資料 紙幣条例」『成城大学経済研究』第四号、一九五五年九月)。

(6) 「改正国立銀行条例」(一八七六年八月)同右、一四九—一七七頁。七二年の条例では、禁止の対象は「紙幣金券及通用手形類ヲ行フ」と一般的に規定されていたが、七七年の改正条例では、「紙幣又ハ望次第持参人へ仕払フヘキ約束手形又ハ右類似ノ証書其他政府発行ノ貨幣同様ニ通用スヘキ諸手形又ハ切手ヲ振出シ其引受ヲナシ之ヲ製シ之ヲ発行スル」と、より厳密に規定された。

(7) 「両替営業規則」(一八七六年)『松方正義関係文書』第四三冊(『日本金融史資料 明治大正篇』第四卷 所収)。この草案の作成者はおそらく大蔵省であろう。そのねらいは、両替商の営業を全面的制限することにあつた。(1)資本金千円以上、(2)一〇年ごとに準許をうる、(3)両替手数料は一・五%以下とする、(4)金銀の貸付に対しては「尋常利息」に限る、(5)預り金のうち二五%を準備金とする、(6)預り金に対して振出す預り手形、為替手形以外の「望次第持参人へ仕払ウヘキ約束手形又ハ証書其他貨幣同様ニ通用スヘキ諸手形又ハ切手ノ類ヲ発行シ又ハ預り金ニ対シ小切手帳等ヲ製シテ之ヲ預ケ主へ付与シコレヲ振出」すことを禁止する、(7)「株券ヲ製シ之ヲ発行売買すること、また、敷金ノ名義ヲ以テ金銀ヲ募集スル」ことを禁止する。このような厳しい取締法案も、元老院へ提出されたときには、単なる免許条項を残して、全ての営業制限は削除され、実質上の意味を失っていた。「両替営業規則」(第四十号議案)読会(一八七六年一〇月)『元老院會議筆記』(明治法制經濟史研究会編)第二巻をみよ。

(8) 渋沢は大蔵卿の内命をうけて中国の銀行視察に出かけ、中国の銀行事業が「米ニ仿ハス英ヲ擬セス自カラ一機軸ニ出テ」

いるさまに強い感銘をうけ、「小生ハ海ノ東西ヲ問ハス国ノ新古ヲ論セス其取ルヘキヲ捨テ他山ノ石以テ我ヲ琢成セン」とその抱負を吐露している（第一回「擇善会録事」（一八七六年七月二日）『日本金融史資料 明治大正編』第二二巻、八頁）。

(9) 『明治財政史』第三巻、六七二―六八〇頁。

(10) 「金穀借用証書譲渡ノ議」（第二十七号議案）第一、二、三読会（一八七六年六月）『元老院會議筆記』第一巻。内閣委員（牟田口通照）によれば、立法の趣旨は、これまでの慣行では、借主が支払えなくなつたときには、貸主と「差引ヲナシ双方相互ニ弁償スルノ義務」があつたのに、一方的に債権が譲渡されては、借主のみが「難渋ヲ負」わざるをえないことになる、というにある。それは、債権債務の譲渡を認める点で、これまでの示談・差引の旧慣の枠を踏み越える意義をもつが、裏書譲渡の点からみれば、その譲渡性は極めて未熟であつたといわざるをえない。

(11) 『第一銀行史』上巻、三六四―三六五頁をみよ。

(12) 「手形取引の企」『東京經濟雜誌』第土六〇号、一八八一年四月二五日。この試みも大蔵省による上からの勸奨にもとづくものかも知れない。『明治財政史』によれば、「大蔵省ハ明治十三、四年ノ頃東京府下ノ重ナル国立銀行ニ向テ手形ノ取引ヲ懲罰シ又之カ発達ノ方法ヲ考究セシメ徐ニ時機ノ成熟ヲ促セリ」（第一三巻、六九二頁）という。

(13) このとき回された「稟告」は、おそらく、のちに擇善会が一八八一年七月大蔵省に提出した手形法規制定の願書にそえられた別紙手続書「稟告」と同一内容であると推定される（『明治財政史』第三巻、六九八―七〇五頁）。

(14) 『明治財政史』第三巻、六九八―七〇五頁。

(15) 同右 第三巻、六九四―六九七頁。

(16) 最初、第一国立銀行らによる「稟告」に掲げられた手形離形には、不渡になれば自分が弁償する旨の銀行宛添証書を付すことになっていたが、その後、玉乃世履への諮問にさいして、このような添証書を手形に付すのは後日「不分明」を生じ、また手数も少くないから、手形面に一々裏書記入するよう改案された。

(17) 正確にいえば、玉乃は、渋沢が質問状を發した時点（日時是不明）では司法大輔であつたが、回答文を寄せる三日前の七月二七日には司法大輔を辞している。玉乃世履（たまのせいり）は、一八七八年大審院長、翌七九年司法大輔兼元老院議員を歴任し、明治初期諸法の編纂に携わつた人物である。

第二章 手形法の編纂と在来商慣行―『商事慣例類集』をめぐる

八一年（明治一四年）四月、手形法を含めて商法全般の起草がヘルマン・ロesslerに委嘱されたのであるが、日銀創設にともなう大蔵卿松方正義が「為替法施行ノ一日モ猶予シ難キ所以ヲ具シテ上⁽¹⁾申」したため、ロesslerの起稿中の草案のなかから「為替ノ部」を引き抜き、「為替法」として至急に立法化されるに至った。その草稿「翻案」は、大蔵省と参事院において、当時の日本の事情を考慮して「簡略」化と修正の手が加えられたのち、八二年一〇月一九日、内閣より元老院に下付された。

この編纂の過程で、参事院法制部の商法編纂委員会を中心に各地の商事慣習調査が同時に進められていた。それは明らかに商法編纂をめざした調査であった。とすれば、この慣習調査は、当面の課題である手形法の立法過程で何らかの影響を与えたに違いない。

八二年三月、元老院に商法編纂委員（委員長鶴田晴）がおかれ、商事慣例調査はこの商法編纂委員のもと、おそらく農商務省を介し、各地の商法会議所ならびに全国の要地に調査員を派遣して大規模に行われた。この調査は、帳簿・抵当・問屋仲買人・売買契約・運送・補償・代理・交互計算など商事一般に及ぶ、広汎かつ細目にわたる調査であるが、その内容は「答者の想像説のみ多くして、事実の拠証となし難き」点が少なくないが、「多少の注意を払って」「選択取捨⁽²⁾」するならば、当時の商習慣の一端が浮び上ってこよう。明治初頭、西欧金融概念が導入されつつあるとき、在来の金融慣行がどのようなものであったか、また手形法編纂にさいしての基礎認識として、当時の在来慣行がどのように把握されていたか、ここで大略の俯瞰を試みておこう。⁽³⁾

第一に、商業帳簿について当時の商業帳簿は、伝統的な単式簿記法に従い、各種帳簿のなかでは大福帳・当座帳・

金銭出入帳の三種が重要な柱をなしていたが、なかでも売掛台帳ともいふべき大福帳が中心的位置を占め「我国商業帳簿中の翹楚」と称された。西欧流の複式簿記は僅かに国立銀行で行われるにすぎず、その普及も懷疑的にみられていた。このような伝統的な商業帳簿のなかでは、金銭渡帳・荷物判取帳などが他人に対して証拠たりうと考えられていたが、注目すべきことに、信用取引を記載する大福帳については大津・宮城などで効力を有するとの回答があったほかは、大阪・京都・岡山など多くの地方ではその証拠能力は否定的にみられていた。

第二に、商取引は問屋・仲買・小売によってになわれ、前貸Ⅱ委託販売方式が一般的であった。すなわち荷主は問屋に商品販売を委託し、問屋はその代金の六割から八割を荷主に為替によって前貸する。荷主にとって委託商品は前借に対する「抵当」とみなされ、問屋はその売払代金に対し先取権を有する。滞ったときはその商品を売却して充て、剰余は荷主に返却する。また売買約束は端書を授受することもあるが、大概「口約拍手」により、売買価格はそのとき定めず往々にして商品引渡後にときの相場に従って決められた。このような売買方式ではいつ商品の所有権が買主に移転したか、「確たる慣例なく」紛議を生じやすかった。概して受渡のとき所有権が移転するとみなされ、相場変動の損失は買主が負担する慣行であった。

第三に、代金の支払については、延払信用が用いられ、その期限は短かくて毎月十五、三十日払、さらに益暮二期払、まれに長くて一年を限度とする慣行であった。京都・大津・大阪市街地では旧暦五節句あるいは六節季払が根づく、熊本・岡山・飯田・大阪郡村部など地方では益暮二期払がめだったようである。このような延払信用に對して東京魚問屋のように金利を見越して仕切る例もあったが、これが一般的であったかどうか知らない。しかし支払が約束の期日より遅れたとしても利子を要求しないのが一般的慣行であったことは注意すべきであろう。

第四に、商業上に用いられる手形・切手としては、ほぼ全国的に似かよったものが挙げられている。手形として

は、為替手形・代金取立手形・荷為替手形・割引手形・振出手形・当座預け金取付手形など、銀行が発するものが主で、商人相互のものは至ってまれであった。切手としては、酒屋・鯉節屋・菓子屋などが持参人払の交換証や米券などの荷物預り引出し切手を、官許をえず民間で発行していた。のちにみるように、なかでも際だっていたのは、大阪と足利・梁田郡の東西両地方の手形流通であった。

第五に、当時の慣行として、一つの負債に数人の義務者があるときは連帯して支払義務を負うことが一般的に行われていたが、欧米流の裏書によって債権を譲渡し、同時に裏書人は支払義務を振出人や名宛人とともに連帯して負うという習慣はなかった。東京や堺で一八七二年から七五年にかけて一時的に、古証文類の譲渡が流行し、そのため、政府が七六年（明治九年）第九十九号太政官布告を発し、借用証書を譲渡するにはその都度証書に書き加えないことはならないこととなった。当時政府、は西欧流の裏書譲渡によらない債権の売買・譲渡に対して否定的であった。

第六に、手付金を流したときは一般に契約破棄とみなされ、現品が見本と異なるときは買主が物品を交換するか破約する権利をもつ。売買当事者いずれかの事情で商品引渡が完了しなかったとき、ただちに破約となるわけではなく示談に入る。たとえ破約になったとしても手付金以外に違約金を払うことはない。

以上の整理は、各地の必ずしも詳細ならざる報告の堆積から多くの異同を勘案し、その底に流れる大勢を抽出したものであるが、そこに浮き彫りとなったのは、西欧金融概念からみれば融通無碍としか呼びようのない取引慣行であろう。契約は口約束により、支払期限を厳格に定めず、破約のさいには示談による、という個人的な「あいだ相対」の信用関係に依存する世界では、取引契約を細部まで文書によって確認し実行するという契機は生れにくい。この商事慣例調査は、それが西欧金融概念に沿って編纂されたからこそ、この融通無碍の間屋信用が、日本に西欧流の

手形信用を導入するさいの障害であり、改革を要する対象であることを暗黙のうちに示したのである。東京銀行集会所に拠る渋沢栄一の戦略は、この間屋による延払信用を手形信用に置きかえるところにあった。大福帳から手形へ、商業信用の形態を変えることをめざしたこの方策は、西欧化という当時の戦略を前提にすれば、おそらく射たものであろう。しかし、渋沢の想定に反して、この一步を越えることは至難の道程であったのである。

この点で興味深いのは、大阪と足利両地における手形流通の慣行であらう。『商事慣例類集』はその概要を簡略ではあるが付録として掲げている。それをさきの全国一般の商慣習のもとにおいてみるならば、両地の手形流通がひとときわ際だったものであったことが明瞭となる。とはいえ東西両地の手形流通は日本伝来の広義の「手形」概念に包摂されるとしても、厳密には両者の実体は全く異なるものであった。

大阪商法会議所は、付録「商事慣習問目外の條件」の五つの細目のひとつとして「手形流通ノ事」「延売買ノ事」を掲げている。最初の「手形流通ノ事」はさきにみた八〇年の大阪府知事宛建議「手形流通之義ニ付願」の一部を転用したものである。後者の「延売買ノ事」は初出であるが、その内容は価格変動の危険を避けるために大阪で広く発達した先物取引の慣習を簡述したものであり、渋沢らが商業手形創出の母体とみた延払信用についてではなかった。五代らを中心とする大阪での手形流通の振興は、問屋を中心とする延払信用を商業手形信用に切りかえることにその戦略目標をおいてはいなかった。「手形流通ノ事」が掲げる「手形」の実体は、商業手形ではなく小切手流通の系譜につらなるものであったのである。

そこに掲げられた「手形」は、(1)為替手形(2)預り手形(3)関出手形(4)振差紙(5)大手形(6)延手形(7)蔵預り切手の七種の手形である。第一の為替手形は、江戸・大阪間の両替商による代金取立手形であり、第二の預り手形は両替商が預金者に対して振出す持参人払手形で、国立銀行の振出手形として継承された。第三の関出手形は預金者が両替商

宛に振出すもので、現在の小切手にあたり、過振（＝貸越）も認められていた。第四の振差紙は両替商間の小切手で夜九ツ時差引決済し、印元まで戻らなくては正金に兌換しえなかった。第五の大手形は節季払のさい支払と受取の時差を一時的に埋めあわせる小切手である。第六の延手形は二つのグループからなる。ひとつは貨物代金を期日に両替商が売主に支払うよう認めた為替手形、もうひとつは期日に売主に支払うことを約束した約束手形である。第七の蔵預り切手は倉荷保管証というべきものである。⁽⁴⁾

江戸期大阪の両替信用機構において、江戸・大阪間の為替手形と両替商への預金を引当てとする預金証書「小切手」流通がその基軸をなし、ここで延手形と称された商業手形の流通は限られたものでしかなかった。「商事慣例類集」の本文では、これらの手形とならんで「素人振り手形（現時の代金取立手形に同じ）」や「荷為替手形」が掲げられ、維新変革とともに次第に商業手形流通が胎動しつつあったことをうかがわせるが、それがどのようなものか何と語るところはない。

『類集』第三篇大尾に掲げられた栃木県足利・梁田両郡による付録「手形流通の景況手形の利便手形の弊害」は、こうした商業手形流通の胎動を示すものとして興味深い。足利市場では織物関係取引において、金額と振出日を記し、振出人は姓名のかわりに仕切判を押し、受取人の屋号を書した絹買札が信用手形として転々流通したという。支払期限の記載はないが、短かくて「一と市」すなわち五日間、長くて六市＝三十日間で決済された。仲買人より振出すことが多く、仲買→機屋→糸屋・染屋→藍屋と商人間に裏書なしで流通した。最近では、「十に二三」は支払の期日裏書を為し、銀行などで割引されるに至った。また在来の彦間紙にかえて西洋紙活版摺を用いるようになったが、それがかえって模倣しやすく、「偽造の患」を生じたという。

支払期日の記載を欠くなど手形形式において未だ不十分なものを残しているが、これはまさしく商業手形の萌芽

であろう。足利市場に何故このような動きがみられたのであろうか、こうした視角から『類集』の本文に収められた足利・梁田両郡の商慣習を一瞥するならば、ひとり他の地方とは異なった取引形態をもっていることがわかる。

その最も際だった点は、「売買双方より其口銭を求むるが若き問屋と称すべきものなし」「一般に仲買人と称すべき者のみ」というにある。これによれば、明治初期足利地方では、流通機構に問屋の姿はなく、したがって問屋の前貸信用に依存することなくその再生産を維持しうる段階に達していたのである。問屋の前貸にかわって、資力の劣る仲買人は信用手形によって元機屋から織物を購入せざるをえなかったのであろう。その手形が末端の糸屋や藍屋まで転々廻行したとするならば、それはこうした末端の資本の充実ぶりを物語る。

問屋前貸信用にかわる商業手形信用の展開は、他の商慣習にも微妙な影響を与える。取引において所有権がいつ移転したか、一般に不明確であったが、足利では、糸商においては「契約した」とき、織物においては注文によりて反物を買ひ、その「仕切書を送」ったときと比較的明瞭である。とくに注目すべきは、当時全国的に延滞しても利子は徴収されず、足利においても織物取引については徴収されなかったのに、生糸取引においては約定期日より一日でも支払が遅れたときは利息を払わざるをえなかった。足利において支払期限と利子関係について厳格な慣行が成立していたのであるが、それが分業工程の発端に近い生糸取引においてとくに顕著であったのは何故か。仲買振出の信用手形が転々廻行し、その負担が生糸関係の必ずしも豊かでない資本にかかるとすれば、その支払期限は厳格にならざるをえないと推論しうるかも知れない。

以上、大部の『商事慣例類集』を翻くならば、前貸信用と延払信用からなる問屋信用を軸とする商慣習が全国にひろくひろがるなかで、わずかに大阪と足利の手形流通がひととき際だった高みにあったこと、大阪の手形流通が前期的な問屋信用を基礎とする両替商の「小切手」流通をその内容とするのに対し、足利の手形流通は問屋信用に

かえて未熟ながらも商業手形流通の胎動がみられたことなど、明治初年における信用慣行についての一応の概念図をうるができる。さきにみた、渋沢栄一と五代友厚に率いられた東西財界の手形流通振興策の違いは、まさに大阪と足利両地方の手形流通の違いに照応するものであった。渋沢らは旧来の大福帳による延払信用を商業手形信用へ切りかえること、すなわち足利の手形流通をめざしたのに対し、五代らは両替商から国立銀行へ主体をかえることによって近代的な小切手流通につらなる大阪の伝統を継承することをめざしたのである。

(1) 「為替法（為替手形約束手形条例）」（第三五一号議案）第一読会（一八八二年一〇月）『元老院會議筆記』第二三巻、八九三頁。

(2) 滝本誠一「商事慣例類集 解題」『日本経済大典』第四九巻（一九三〇年）三頁。

(3) 以下、この節での紹介と、引用は記載のないかぎり、『商事慣例類集』第一、二、三編（『日本経済大典』第四九・五〇巻所収）による。

第三章 為替手形約束手形条例の編纂

為替手形約束手形条例は、一八八二年（明治一五年）一二月の公布に至るまで、ほぼ次のような五つの段階を経て編纂されたと思われる。(1)ロエスレルによる商法草案の起草、(2)そのうち「為替ノ部」をもとに大蔵省において、銀行局長加藤清を議長とし、民間より渋沢・三野村・中村・安田・種田などの銀行家を呼び、手形条例草案を作成する、(3)参事院商法編纂委員が手を加え「為替法」とする、(4)元老院議官からなる修正委員の手によって再修正され「為替手形約束手形条例」となる、(5)元老院の審議をへて公布。さて、この五つの編纂過程において、西欧手形法と当時の日本の現実とのギャップはどのように認識され問題にされたであろうか、つまり日本の在来の商慣習はその編纂のプロセスで如何に取り扱われたのであろうか。この章の課題は、元老院における詳細な議事録

『元老院會議筆記』をもとに、この点を明らかにするところにある。

最近の研究によれば、商法編纂にさいし二段階の分業方針がとられたという。すなわち、まずロエスレルが日本の旧慣にかかわりなく各国の立法・経済を参考にして「範型ト為ス可キ完備ノ法案」を起草し、つぎに日本人たる商法編纂委員が日本の「習慣及ヒ施政ニ関スル」ものを参酌して修正する。そうであれば、日本の固有法を参酌してより現実的な法をつくりだすのは、大蔵省・参事院・元老院の任務であり、さきの「商事慣例調査」報告はここにおいて重要な意味を帯びてくる。しかし、これらの機関における固有法へのとりくみは、時間的制約もあって、余りに拙速、非組織的にすぎたという譏りを免れがたいであらう。とはいえ、元老院での審議は、限られた時間しか与えられなかったとはいえ、極めて熱のこもった集中したものであった。内閣委員（鶴田祐・加藤清）と修正委員（長岡護美・渡辺洪基・柴原和・津田真道・箕作麟祥）とのあいだで、法規によって民間の商慣行に制限を付すべきか否か、その是非をめぐって、様々な角度から問われたのである。

元老院の審議のために内閣委員より提出された「為替法」原案は、審議に入るやいきなり、最初から廃案¹布達説の批判にさらされた。その意図は、制定にさいし各国の法を「斟酌取捨」することは勿論必要であるが、「維新前既ニ浪華等ニ行ハレタ」以上、「特に我國ノ法ニ基キ之ヲ編成」すべきであって、そうでなければ施行において「如何ナル支障ヲ生スルヤ知ルヘカラス」、それゆえ、とくに有用な事項をえらび簡単な「布達」とし、一、二年実施したうえ、その経験によって「他日新タニ之カ法律ヲ大成」すべきであるというものであった。慣習法重視の旗幟を鮮明にした三浦安の問題提起は、本田新雄の賛成をえて議題にとりあげられたが、渡辺洪基は、修正委員としてはこの法案を単なる「為替法」ではなく「為替及約束両手形ノ裏書帳帳ヲ允スノ法」と意義づけていることを強調し、それは「上古以来未タ嘗テ本邦ニ在テ看サル」ものであるから「從來ノ約束法ヲ一変スト云フモ不可ナカ

ルヘシ」と反論した。

この論争は、さきにみた旧幕下「浪華」の手形流通の再興を期す五代ら大阪商法会議所の構想と、こうした伝統とは一線を画して西欧の手形割引の移植に努める渋沢ら東京銀行集会所の構想との対抗を想起せしめるものがある。東西の動きに通じている内閣委員が、原案作成において、欧米八カ国の「法典」と大阪などの「本邦従来ノ慣習トヲ折衷斟酌」し、その表題も「為替法」という一般的・折衷的なものとしたのに対し、東京の有力商人から「諮詢」をうけ、第一国立銀行を中心とする手形法制定の要望などのやりとりをふまえた修正委員は、「為替法」を「為替手形約束手形条例」と厳密に規定し、その意義を「裏書ヲ以テ所有權ヲ移転スル事」にもとめ、伝統からの断絶を強調した。

結果は、三浦・木田のほかに賛成者はなく、圧倒的な数によって廃案説は否決されたが、この一件は、この手形法の狙いが単に為替手形や約束手形の形式を導入することにあつたのではなく、実に「手形の裏書による転々流通」にあつたことを、より明確にしたのである。彼等は、日本の伝統的な手形流通と西欧の手形流通との違いをこの点に見出したのである。しかし、より厳格に手形法の意義を規定したために、修正委員は、その対象を為替手形と約束手形に限り、原案にふくまれていた小切手を排除してしまつたのである。

内閣委員による原案「為替法」の末尾には、「引出切手」（＝小切手）が為替手形・約束手形とならんで置かれていたが、箕作麟祥・渡辺洪基らの修正委員は、「本案ハ為替手形及約束手形ノ裏書條例ニシテ此他送金為替ノ如キ裏書轉外ノ者ハ皆猶当分習慣ニ委スルノ旨趣」から引出切手の項を削除したのである。内閣委員は「引出切手ノ如キ奥羽地方ニハ往々弊害」を生じ、これに関する法の必要なることを説いたが、「我日本ハ日本ノ習慣アリ」⁽⁵⁾「従来ノ習慣ニ背戾スル」という修正委員の一致した主張に対し、強力に反論をせず、結局、小切手はこの条例か

ら除かれることとなった。その結果、五代友厚らが大阪商法会議所で、三浦安らが元老院で説いた、旧浪華を中心とする広汎な「小切手」流通の慣行は、その伝統のゆえに正規の成文法による規制を免れるという、思わぬ事態に立ち至ったのである。

このような元老院議員たちの、一方で西欧金融概念・技術の導入に努めながら、他方で日本の伝統的な商習慣にも眼をくばるという姿勢は、為替手形、約束手形についても貫ぬいていた。注目すべきことに、ロエスレル起草々案においては、欧米同様、手形期限および金額について制限は無かったのに、成立した条例においては期限と金額が制限されていたのである。これが、手形法継受にさいして後進国ゆえに考慮された条件であった。論点は、手形金額および期間の制限、ならびにこの法律の適用外の手形をどう扱うか、この三点に絞られる。

まず第一の条件、手形の期限について。

内閣より下付された原案「為替法」には手形期限について何らの制限もなかったが、修正委員による修正案「為替手形約束手形条例」において、「定期払及ヒ一覽後定期払ノ期限ハ六ヶ月以内」と制限がつけられた。箕作麟祥はその事情を次のように言っている。欧米には手形期間を制限した例がないが、我国「未開無識ノ人民多ク」、また手形裏書の法は「今回ノ創始ニ係ル」ため、「或ハ二ヶ年及至三四カ年ニ亘ル手形」を振出す者が現われるやもしれない、「立法官ノ素ヨリ好ム所ニ非サルモ」手形期限に関して明文を掲げておいた方がよいと。東京・横浜の紳商若干名に対する諮詢では、短かくて三カ月長くして六カ月の慣行であるから「三カ月トセハ可ナラン」と言われたが、「益暮二期払」の慣例にならって六カ月としたという。

これに対して、まず期限六カ月というときそれは何時からなのかという疑問が生じ、議論が紛糾⁽⁶⁾し、はては榎村正直より、手形金額に制限をつけるのは必要であるが、支払期限を定めるのは「原ト人民互相ノ自由ニ放任スヘキ

者ニ干渉スルノ嫌ヒアリ」と根幹をつく批判が提起されるに至った。この削除説に対して、渡辺清、林友幸が賛同を示した。手形金額を無制限にせよと強く主張した渡辺洪基も、修正委員であったため消極的ではあったが、期限についても排除説に賛同の意を表明した。また内閣委員の加藤済も、最初は定期払と一覽後定期払の手形期間の不均衡に眼をとらわれたが、最後には、「各自ノ損益ニ関シ互相間ノ契約」にまかせるという原案の精神にかえり、「若シ此ノ如キ期限ヲ設クル時ハ從來ノ習慣ニ乖キ如何ナル弊害ヲ生スル」やも知れないと削除説を主張した。

しかしながら結果は、六人の賛同をえたにとどまり、手形期限を自由とする説は陽の目をみなかった。多くの元老院議員の心底を貫ぬく啓蒙主義的「蒙昧なる人民」観が、このような過剰な条件を許したのである。

第二の条件、手形金額の制限について。

参事院をへて内閣より下付された原案「為替法」においては、裏書譲渡しうる為替手形の金額、振出しうる約束手形の金額はともに二五円以上と制限されていた。ロエスレル起草原案においては、白地手形にかぎって二五円以上という制限が付せられていたのを例外として、為替手形も約束手形も「無制限」であった。その後、おそらく大蔵省において約束手形に百円以上の制限がつけられたが結局「二五円以上」におちつき、同時に為替手形も参事院において約束手形とのつりあいから二五円以上という制限が付されたという。参事院での議論は、もし手形金額に制限がなく「寡額ノ手形」が「薪炭味噌醬油ノ売買ニ至ル迄」流布するならば「怡も紙幣増発ト同一ノ結果ヲ生シ」というにある。また「約束手形ハ二人ヨリ成リ為替手形ハ三人ヨリ成ル」から、その弊害の程度に差がある、それ故、為替手形については裏書譲渡についてのみ制限をつけ、約束手形は制限以下の振り出しを禁止した。これに対して元老院修正委員は、修正案「為替手形約束手形条例」作成にさいし、約束手形については原案（二五円）をそのまま踏襲したが、為替手形の裏書譲渡の金額制限を二五円から五円へ引下げた。⁽⁸⁾この五円なる金額は、

修正委員のあいだの対立をめぐる形式上の妥協にすぎず、結論は元老院の会議にもちこされた。

修正委員の一人、渡辺洪基は手形Ⅱ信用論に立脚して、手形Ⅱ紙幣説に立つ手形金額制限案を批判した。すなわち、(1)金銀紙幣と異なり、手形Ⅱ借用証文は流通のあいだ利子を生む。(2)手形は「吾人相互ノ信用ヨリ成立」し、紙幣は「政府ヨリ通用ヲ命スル者」である。(3)正貨、紙幣の増発は物価を高くするが、手形は逆に低くする。(4)手形には、「真ノ借用証文」、「所持人私ノ手形」、「裏書ヲ以テ所有権ヲ移転スル」手形の三種があるが、このうち第二の、各地方の「酒屋及鰻屋ノ切手並ニ大阪桐生足利等ニテ専ラ行ハル、所ノ切手」、すなわち所有権は移転するが振出人のみが負債の責を負う所持人私の手形は、増発のおそれがあるのに対し、第三の、裏書によって所有権を移転し、連帯して負債の責を負う手形は、自己規制が働き、増発に至るおそれがない。(4)手形の裏書譲渡に金額上の制限をつければ、自然この法の適用外として従来の習慣に委ねられた「不確実ナル所持人私ノ手形」の増発に導き、物価騰貴を招く。(5)約束手形を「請求払」とするならば「一覽払」と同一の効果をもち「紙幣増発ニ齊シキ弊害」を生じるから、約束手形は「定期払」に限ること、そうすれば、金額制限を「十円以上」と引下げても害は少ないと。

このように修正委員のうち渡辺洪基と津田真道は、手形を紙幣に代位する信用証券とみ、物価騰貴をひきおこす紙幣との違いを強調したのに対し、修正委員の残り三人、箕作麟祥・柴原和・長岡護美は、手形を「紙幣増発ト同性質」のものとみ、手形増発に歯止めをかけることを強く主張した。箕作麟祥は、渡辺がイギリスの例をひいて手形↓物価騰貴を主張したのに対し、イギリスにおいて、手形は金銀貨の代位であるのに対し、日本では紙幣の代用にすぎないから手形増発は紙幣増発と同様物価騰貴をひきおこすと反論した。手形増発↓物価騰貴説が元老院の大勢となるや、大蔵省を代表する加藤済は、もしそうであれば、紙幣整理のもとで金融閉塞を開くべく、手形法を設

けようとする大蔵卿の試み自体が疑わしくなると、議論に歯止めをかけ、そのうえで参事院を代表する鶴田皓とともに、もし制限がなければ細民のあいだに手形が流通し、不渡などから「細民ノ迷惑」に及ぶからという政策的な配慮から制限説を支持した。⁽⁹⁾

このように、手形金額問題は、信用証券たる手形が紙幣と同じく物価騰貴を惹起するか否か、手形本質論争として展開された。物価騰貴に対する金銀貨と紙幣と手形、また手形をさらに細分して為替手形と約束手形、請求払と定期払などの効果の異同が検討されたのである。一九世紀イギリスの通貨論争では銀行券の物価騰貴に対する影響が紙幣、手形との異同のなかで問われたが、ここでは銀行券は表にはあらわれていない。国立銀行券は紙幣とみなされ、その紙幣整理のために日銀によって兌換銀行券の発行が企画されるものでは、銀行券の問題は、銀行券と類似の、裏書なしの持参人払手形の流通を如何に扱うべきか、という形で問われた。議論は、最後にこの裏書なしの持参人払の切手を含め、この条例の対象外の手形を全く禁止するか、あるいは自由に放任するか、この点をめぐって争われることになる。

内閣より下付された原案「為替法」を「為替手形約束手形条例」に改めるにさいし、修正委員は末尾に第四十七条として、この条例の規程にあわない手形を「条例規定ノ限外ニシテ裏書ヲ以テ所有権ヲ移転スルヲ得ス」という通則を新たに設けた。その趣旨は、この条例の規程にあわない手形、たとえば「第二国立銀行ノ弗切手又ハ彼ノ鰻切手、鰻節切手」など裏書なくして転々流通する手形は「従来ノ習慣及ヒ将来制定スル所ノ法律ニ拠ルヘキ」というにある。これに対して内閣委員の鶴田皓は、「内閣ノ精神ハ本案外如何ナル手形アルモ此条例ニ背ク者ハ一切之ヲ許サ、ルナリ」、この条例に合わないものを「本案ノ管スル所ニ非ストシテ之ヲ自由ニ放任スルカ如キ」であれば、「本案ハ実ニ徒法」なりと強い調子で反論し、この条文の削除を主張した。両者の対立は、この条例の規定

外の世界を修正委員が人民の自由に委ねようというのに対し、内閣は全て禁圧しようという敵しいものであった。

結果は、この法案が「特ニ急施ヲ要」するにかかわらず修正委員と内閣の間で「商議」がなされなかったのは遺憾である、修正委員に再付託された。修正委員と内閣委員の協議の結果、案文より「此条例規定ノ限外ニシテ」を削除することで妥協がなつた。その趣旨は、この条例に合致しないものは裏書帳転することができないことを示すにとどまり、裏書なくして所有権を移転するような規定外の手形については、すでに「国立銀行ヲ除クノ外ハ諸手形類ヲ発行スル」コトヲ禁止セル国立銀行条例第八十八条に拠つて禁止されている、というにある。修正委員とくに箕作麟祥は、この銀行条例第八十八条について、「頗ル条理適セサルヲ以テ其実ハ殆ント行ハレス」、たとえば「桐生足利等ノ地方ニ於テハ生糸商人ヨリ所持人支払ノ手形ヲ帳転スル有リ」とその実効性に否定的であり、「他日之ヲ廃銷スル意見ヲ提出スル有ルモ知ルヘカラス」とみていた。すなわち、修正委員は名をすて実をとつたのである。

(1) 「雑録 中央銀行手形条例」『東京経済雑誌』第一〇八号、一八七二年四月二二日。このときすでに参事院へ回され会議中という。

(2) 伊東すみ子「ロエスレル商法草案の立法史的意義」『法制史論集(石井良助先生還暦祝賀)』(一九七六年三月)の周到な分析を参照せよ。ロエスレルが、商法起草にあたって、固有法に関する情報を知らされなかったのは「遺憾」であるという一言を残し、これに対して滝本誠一はさきの「商事慣例類集 解題」において「奇怪千万」と評したが、この疑問もここに氷解したというであらう。

(3) 『商事慣例類集』は第一篇一八八三年(明治一六年)七月、第二篇八四年二月に印行されたが、その調査は、東京商法会議所においては、農商務省を介して八一年八月に調査依頼を受け、同年一〇月には早くもそれに対する報告を提出していること、大阪においてもやや遅れて八二年五月の臨時総会で報告原案が提出されていることから、ロエスレルから元老院に至るまでの編纂の過程で、この調査報告の少なくとも一部を委員や議員らが眼をとおして利用する機会は、極めて短期間では

あれ、あったと思われる。

しかし日銀開業に遅れて手形法が公布されるという顛倒した状況のもとでは、修正案作成においても審議においても、元老院議員たちには、充分に時間をかけ慣例調査などの資料にあたる時間的余裕は与えられなかった。その審議経過は次のとおり切羽つまったものであった。

八二年一〇月一九日「為替法」案が元老院に下付され、二六日第一読会が開かれたが、そこで質疑・異論が続出したため、慎重を期して修正委員に修正案作成が付託された。度重なる政府の督促により、それから僅か二〇日後の一二月一六日、「熟達シタル有名ノ商人数名を召喚シテ之ニ諮詢」したうえで修正案が上程され、その後はほぼ連日六日間の強行審議をへて、一月二五日修正議決されるや、即日ただちに「院議を付せず」上奏、一月二一日には太政官第五十七号として公布された（『元老院會議筆記』『為替法』末尾の「参考」第三百五十一号議案制定事情」より）。

(4) 以下、この節での引用は、とくに記載のないかぎり、「為替法（為替手形約束手形条例）」（第三五一号議案）第一・二・三読会（一八八二年一〇、十一月）『元老院會議筆記』第一三卷八八七—一三八頁、による。

(5) 一八八〇年頃、福島第二十六、鶴ヶ岡第六十七、酒田第七十二国立銀行は小額紙幣払底のため、小金額の小切手を発行し紙幣のように流通させたが、大蔵省より、形式的には当座小切手に違いないが、その目的からして小切手とはいいがたく、「民間ニ流通セシムルガ為メ発行候ハ不都合ノ至ニ付至急引揚ケシムベク」と諭達したという。詳細は「小金高小切手の事」『東京経済雑誌』第五〇号、一八八一年一月、をみよ。

(6) 修正委員は、定期払手形は振出より、一覽後定期払手形は一覽後よりそれぞれ六ヵ月という見解を示したが、それでは同じ手形なのに定期払と一覽後定期払とは振出日からみて「不権衡」ではないかという批判が出され紛糾した。

(7) ヘルマン・ロエスレル「商法草案」第二卷 為替手形及支払切手 第七七九条をみよ。

(8) 修正委員が、為替手形五円、約束手形二五円の下限を採用したのは有力商人の意見をひとまず受け入れたことによる。

(9) 「教科書」的と揶揄された渡辺らの議論は、手形の振出が物価騰貴につながるかもしれないという元老院議員たちの懸念を一掃することができなかった。それゆえ渡辺が掲げた修正案—為替手形の裏書譲渡は金額上無制限とする、約束手形を定期払に限り、金額を十円以上に引下げる—は認められることはなかった。しかし、第三読会終了まぎわ、渡辺洪基は、執拗に約束手形を定期払に限定するよう求めた。これに対して、かつて大阪地方で一円、二円の手形を作り流通せしめた者があ

り、問題が生じ「当時大蔵卿大ニ之ヲ憂ヒテ百円以下ノ手形ヲ振出スコトヲ制禁シ」た事実が示され、多くの賛同をえ、この点について漸く修正が認められた。

おわりにかえて―田口卯吉の手形条例批判

これまで明治初期における手形割引制度の移植と手形条例の編纂の過程を、手形流通をめぐる伝統と革新という視角から検討してきたが、ここでその意義と限界を、田口卯吉の手形条例に対するすぐれた批判を対置することによってもう一度再確認しておきたい。

明治変革とともに日本の伝統的金融体系は根底から揺らぎ、西欧金融概念Ⅱ技術の導入・移植による再編が開始された。しかし高度に発達した伝統的な信用体系は崩壊しても、その最基底に綿々と連なる在来の商慣行は一朝にして消失しうるものではない。欧米に範をとった近代的な金融機構が創出しうるか否かは、伝統的商慣行を西欧金融概念に沿って再編しうるか否かにかかっていた。政府主導による強引な西欧Ⅱ近代的再編に対して、常に伝統的慣行の陣営から執拗な抵抗と換骨脱胎の試みがつづけられた。

明治初頭の手形流通をめぐる渋沢と五代の戦略の違いは、その最初のあらわれであった。五代Ⅱ大阪商法会議所が主張した復古主義的改革コースは、渋沢Ⅱ東京銀行集会所による手形割引の移植を軸とする西欧Ⅱ近代化の模索が日本銀行の設立に結実するに至って漸く息の根をとめた。しかし大阪の伝統が手形流通といっても小切手の系譜に連なるものであったから、五代らの復古的戦略は手形流通一般ではなく小切手流通における伝統と革新の問題として提起されるべきものであった。西欧の小切手流通を導入するにさいして、旧体制のもとで両替商がつくりあげた手形流通の伝統が如何なる意義をもちうるか、この問題をつめてゆくと、彼我を分けるものとして裏書流通なる

事態が究極のところでは浮び上ってくる。

小切手流通については西欧の概念に近似する伝統をもっていたが、手形割引においては直截に言えば、そもそもそれに対応する伝統を欠いていたというべきであろう。波沢はいきなり手形割引をストレートに移植しようとしたが、短期間のうちに銀行信用に先だって商業手形が導入されなくてはならないことに気づき、大福帳Ⅱ延払信用を商業手形信用へ、すなわち商業信用自体の形態転換に目標を移した。一方、こうした模索のなから、手形割引の核心が手形裏書譲渡にあることが認識されるに至った。それは元老院の審議のなかで修正委員によって明確に指摘されたが、この認識は紙幣整理の点から銀行券流通の確立に意を注ぐ大蔵官僚にとっても重要なものであった。銀行券とその他の信用証券を分ける基準をこの裏書譲渡の一点に求めたのである。彼等にとって、裏書を要する点で手形と小切手は銀行券とは異なるものであった。それゆえ草創期の大蔵・法務官僚たちは、裏書を要しない無記名Ⅱ持参人払の、あるいは裏書を略した白地の手形・小切手を、その区別をあいまいにし、銀行券の信用を危うくするものとして、決して認めようとしなかった。しかし、彼等が直面した日本の現実には、大阪の両替商手形にしろ、足利の織物手形にしろ、あるいはその他の切手類にしろ、全て持参人払の形式をとって発展を遂げ、裏書によって権利を移転するという伝統を欠くものであった。大蔵・法務官僚らの極めて実践的な認識は、奇しくも手形流通における伝統と革新をめぐる難問の深部にふれたのであるが、ここにおいて、「西欧」を至上のものとし、また実践的には銀行券の信用確立を第一におく彼等にとって、日本の現実Ⅱ伝統は一顧だに顧みないものではなかった。

この点で興味深いのが、田口卯吉の批評であろう。田口は啓蒙書『手形之心得』を著わし、また『東京経済雑誌』に拠って波沢らの手形取引拡充の試みを側面から支持した。手形取引法に関する彼の論評は、手形流通の伝統と革新の点からして逸しがたい。

田口もまた在来の延払信用Ⅱ「判取帳」について、「嚴に督促し難きの情実ある」こと、ひいては「滞貸となり死債となる」⁽¹⁾と、その弊を強調している。しかし渋沢らが延払信用を商業手形信用へ転換すべく努力したにもかかわらずその試みが失敗に終わったのをうけて、大阪や足利に比べて東京で手形流通が活発でないのは東京が消費都市であるからであり、東京灣を拡張して一大卸売市場としなければ手形流通の振興は望めないという認識に達した。

他方、田口は足利の織物手形流通を高く評価し、「此手形常に三十万円より五十万円までの流通」をみるにもかかわらず、有力商人が余資運用の目的から割引するにとどまり、第四十一国立銀行は支店を置きながら「未だ此割引の事に注意せざる」⁽²⁾と割引業務の遅れを指摘している。そのうえで、「手形に仕払の期日を記すること」「名宛人の名前を記すること」の二点を要望している。足利の織物手形は当時の状況下では商業手形として際立った存在であったにもかかわらず、伝統のゆえに無記名Ⅱ持参人払証券という形式をとらざるをえなかったのである。おのれを西欧金融概念で装備し、手形条例の立法過程に参画した多くの大藏官僚・元老院議員にとつて、持参人払の形式をとつた日本の在来の信用証券は、充分な分化をとげず未熟な段階にとどまっていると難ぜざるをえなかったが、田口も一応同じような判断をもっていた。違いは西欧金融概念に合わないものを切り捨てるか生かすかであった。

為替手形約束手形条例に関して田口卯吉が放つた批判はこの点にかかわっていた。田口はまず「条例は如何なる手形類を含著するか」と問題を立て、次の諸点を指摘している。⁽³⁾第一に、「我國に於て現時行はるゝ処の切手、銀行為替、振出手形の如き」あるいは「現時我國金融上の多分を占めたる借用証文の如き」は「此条例の支配を受けざる」ものと考えられるが、手形法たるもの「流通手形の凡てに関する習慣法を含著するもの」でなくてはならない。第二に、此条例の適用をうけるものは「各地の間に行はるゝ商人為替及び銀行為替の両手形及び各地市場に行はるゝ手形」のたぐいである。しかしこれらについても、商人為替の振出規制の下限は五円であるが、それ以下の

ものが「極めて多い」こと、現行の銀行為替については持参人払で裏書を要しないこと、各地市場で行われる手形についても足利織物手形のように受授にさいし裏書を用いていないという従来⁽³⁾の慣行を考へるならば、この条例の施行によって逆に「手形流通を妨害するの結果」となる。田口は、日本に裏書慣行がないことを踏まえて、この条例は「凡て正式裏書を用ひ然らざるものは譲与を禁止」したが、「持参人払若くは略式裏書」を条例中に「明許」すべきであらうという注目すべき指摘を行っている。第三に、渋沢と同じく田口も、この条例下「最も困難」なのは「仕払を厳密にすること」であらうと考えていた。仕払期限がきても厳重に支払を要求したり、あるいは「拒み証書」を求めることは情義上むずかしい、これに対しては「英国の情理裁判」のような工夫が必要であらうと。

田口は以上の批評を加えたうえで、政府が「手形流通の源因を作出」するよう努め、また条例施行後「従来⁽³⁾の慣行に衝突する所あるべきを以て時々改正を加へて其習慣を發達せしむる」ならば、「手形の我国に流通する未だ難しとせざるべきなり」と展望している。

このような田口の論評を貫ぬくものは、西欧金融概念を駆使しつつ在来の金融慣行に柔軟に対応するという、極めて弾力的な姿勢であらう。それが典型的に現われている白眉は「略式裏書」の主張であった。信用証券がいずれも持参人払の形式をとり、裏書の習慣をもたない日本の在来慣行に対して、加藤済や鶴田皓ら大蔵・法務官僚は西欧金融概念に合わないものは一切認めないという教条的な姿勢をとった。これに対して、箕作麟祥や渡辺洪基など元老院議員の多くは条例適用外の独自の世界としてその存立を認めた。しかし彼等はこの西欧流の条例と在来慣行の間のギャップを埋めることができなかったのに対して、田口は在来の持参人払の慣行を略式裏書という西欧金融概念に読みかえることによってこのギャップを架橋する途を鮮かにさし示したのである。⁽⁴⁾手形流通における伝統と

革新という視角からみるならば、一八八二年末に急いで施行された為替手形約束手形条例は、この田口の透徹した論評によってその欧化主義的限界が見事に暴露されたといわざるをえない。田口は「商業の事各国其情を異にす此法の如きも或ひは我國の商業手形の発成に不便を生ぜんも知るべからざるなり」と予言している。自由経済思想家田口卯吉の独自性¹¹強みは、西欧経済概念を駆使しつつ在来の民間慣行に新たな光をあて、その力を尊重するところにあったのである。

この一八八二年に公布された為替手形約束手形条例は商法が施行されるまでの暫定的なものであった。民法をめぐる伝統主義者達の抵抗の余波をうけて商法の施行も遅れたが、手形法・会社法・破産法など一部が一八九三年（明治二六年）六月、応急的に施行されるに至った。それゆえ為替手形約束手形条例はほぼ一〇年、日本資本主義形成期の手形取引を律する法として機能しつづけたのである。九三年に施行された手形法においては、八二年手形条例に付された金額と期限の制限は除かれ、また小切手および無記名持参人払手形¹²白地手形が初めて条文として認められたのである。

- (1) 「為替手形条例 第一」『東京経済雑誌』第二四五号、一八八三年一月一三日。
- (2) 田口卯吉「下野国足利の景況」同右第四三号、一八八〇年一月五日。
- (3) 「為替手形約束手形条例 第二」同右第一四六号、一八八三年一月二〇日。
- (4) ロエスレルは「商法草案」第十二卷「為替手形及支払切手」の総則第七六一条において、白地裏書譲渡に關しての英米仏独の規定を挙げたあと、「他国ノ法律及事ノ自然ニ基ツキ明ニ無記名為替ヲ通用シ得ヘキヲ明言」(二三頁)している。ただ「無記名為替ヲ濫用シテ紙幣或ハ銀行紙幣ヲ作ルノ憂虞」から、第七七九条において英法にならって金額に下限をつけ、それを二五円としている。この制限についてロエスレルは、「是レ必ス欠ク可カラサル者ニ非ス删除スルモ可ナリ」(三〇〇頁)と極めて慎重であった。

白地裏書は、歴史的には一七世紀初頭、一回以上の裏書譲渡を禁止する西欧各地での法規制を回避する手段として一般化

し、その後の禁止令にもかかわらず一九世紀に入って慣行として認められたという（平田央「手形流通方式の発展」『法学論叢』第二一卷四号、一九二九年四月）。いわば、「正式裏書」は、「略式裏書」（＝白地裏書）をくみこんではじめて制度として定着しえたのである。銀行券や紙幣との機能上の区別を曖昧にするにもかかわらず、欧米の商法が何故白地裏書＝無記名手形に対して寛容であったのか、この事情に由来するものと思われる。

田口の手形裏書についての知識は、おそらくロエスレル草案に負うところが大きいの。田口の独自性は、この知識と在来の慣行を架橋したところにあるが、西欧の手形裏書制の形成の視角からすれば、日本在来の所持人私証券を「略式裏書」と等置する田口のこの読みかえは、見事に的を射ている。田口の試みは、彼の予期せざることはあるが、所持人私法の慣行を「正式の裏書」にもとめるものと断罪するのではなく、それへの一経過段階として再評価することに通ずる。

（5） 田口卯吉「為替手形約束手形条例註解叙」『東京経済雑誌』第一五四号、一八八三年三月一七日。

（6） 伊東すみ子「ロエスレル商法草案の立法史的意義」『法制史論集（石井良助先生還暦祝賀）』（一九七六年）二四六頁。